

## 座間味村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集要領

### 1 目的

改正された農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に基づき、座間味村農業委員会の農業委員候補者の推薦を求めるとともに、募集を行います。（施工規則第 4 条第 1 項）

【農業委員会の主たる任務】 ※任意事務から必須事務に位置付けられました。

農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要な任務であり、具体的には大きく分けて下記の 3 項目になります。（法第 6 条第 2 項）

- ・担い手への農地等の利用の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・営農者の新規参入の促進

- (1) 農地利用最適化推進委員とは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会会長により委嘱された者となります。（法第 17 条第 1 項）

### 2 農地利用最適化推進委員の概要

- (1) 任期は、平成 29 年 10 月 2 日（月）から平成 32 年 9 月 30 日（水）まで。
- (2) 募集人数は、2 人。
- ・座間味島地区（座間味区、阿真区、阿佐区）：1 人
  - ・阿嘉島地区（阿嘉区、慶留間区）：1 人
- (3) 報酬及び費用弁償の額は、下記の通りとします。
- ・農地利用最適化推進委員：¥28,000 - /月額
- (4) 所掌業務については、下記の通りとします
- ・人・農地プランなど、地域農業者の話し合いを推進
  - ・農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
  - ・耕作放棄地の発生予防と解消を推進
  - ・農地中間管理機構と連携
- (5) 推薦を受ける者又は募集をしようとする者について、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者であって、次のいずれにも該当する者とはなりません。
- ・座間味村に住所を有する者（認定農業者及び中立的な立場の者等を除く）
  - ・座間味村の職員でない者
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 推薦又は募集の期間は、平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 22 日とする。

※必要に応じて、延長する場合があります。

### 3 推薦及び応募の手続き

下記の該当する様式に必要事項を記入のうえ、座間味村長宛に提出をお願いします。

- (1) **提出書類**：座間味村公式ホームページからダウンロードして頂くか、役場産業振興課内農業委員会事務局で入手してください。

農地利用最適化推進委員候補者関係様式

ア 個人が推薦を行う場合 【様式第 1 号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）】

イ 団体が推薦を行う場合 【様式第 2 号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）】

ウ 自ら応募する場合 【様式第 3 号 農地利用最適化推進委員候補者応募書】

- (2) **提出方法**：持参、郵送、ファックスのいずれか

- (3) **提出場所**：〒901-3496

座間味村字座間味 109 番地

座間味村役場 産業振興課内 農業委員会事務局

TEL：098-987-2312

FAX：098-987-2004

メールアドレス：[nourin@vill.zamami.lg.jp](mailto:nourin@vill.zamami.lg.jp)

- (4) **受付期間**：土日・祝日を除く村役場開庁日の午前 8 時 30 分から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで。提出方法に関わらず、期限内必着とします。

- (5) **その他**：農業委員会と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することが出来ます。ただし、兼務は出来ません。